

令和 2 年 第 2 回 秩父別町 議会 定例会 会議録 目次

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	9
6		一般質問	9
7	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕	36
8	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第 9 号）について〕	39
9	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和 2 年度秩父別町一般会計補正予算（第 3 号）について〕	40
10	報告第 1 号	町出資法人の事業報告について	41
11	議案第 29 号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	41
12	議案第 30 号	秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について	42
13	議案第 31 号	秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について	42
14	議案第 32 号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	43
15	議案第 33 号	秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	44
16	議案第 34 号	秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について	44
17	議案第 35 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	46
18	議案第 36 号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	47
19	議案第 51 号	工事請負契約の締結について （秩父別町防災行政無線デジタル化更新工事）	48
20	議案第 37 号	令和 2 年度秩父別町一般会計補正予算（第 4 号）について	50
21～ 32	議案第 38 号～ 議案第 50 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	59
33	諮問案第 1 号	人権擁護委員の推薦について	60
34	意見案第 1 号	新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書	60
35		所管事務調査の申し出について （総務経済常任委員会・議会運営委員会）	61
36		議員の派遣について	61
		総務経済常任委員会調査報告書	63

令和2年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和2年 6月11日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 6月11日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	川上徳嗣君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3番

4番

眞島秀樹君

岡崎稔君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和2年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹君、4番 岡崎稔君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月12日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声）
ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号から第3号までの3件、報告第1号の1件、議案第30号から第51号までの22件、諮問案第1号の1件がございます。次に、意見案が1件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてがございます。

なお、監査委員から5月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただき、誠に有難うございます。4月30日の第2回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、4月30日以降の新型コロナウイルス感染症に関する本町の感染予防の対応について、ご報告申し上げます。

4月7日に東京、大阪等に発出された国の緊急事態宣言は、対象地域の全国への拡大や5月31日までの期間延長を経た後、一部地域において前倒しで解除されました。北海道は首都圏の4都県とともに5月25日に解除され、これにより5月31日の期限前に全都道府県で緊急事態宣言が解除されました。本町では5月4日に決定された期間の延長や、5月25日の前倒し解除に向け対策本部会議を開催して対応を協議したところであり、その概要についてご報告申し上げます。

1点目は、公共施設の休館、利用制限に関してであります。

緊急事態宣言の期間延長を受け、5月6日までとしておりました公共施

設の休館、休場及び利用制限の期間を5月31日まで延長し、パークゴルフ場、陸上競技場は5月31日まで閉鎖、キュービックコネクションやキャンプ場などの屋外施設はオープンを6月1日以降といたしました。

なお、図書館は引き続き図書の貸出業務のみ実施することといたしました。

また、秩父別温泉と道の駅は、5月7日から5月31日までの間、土曜、日曜は休館し、温泉の平日営業時間を1時間繰り上げて午後9時までといたしました。

なお、5月16日に北海道の休業要請の一部が緩和されたことを受け、感染リスクの低い屋外施設のうち、パークゴルフ場、陸上競技場及び野球場の利用を5月16日から開始いたしました。その後、5月25日の宣言解除を受け、各施設とも6月1日から通常利用といたしました。混雑が予想されるキッズスクエアちっくるは、当面、平日のみの利用とし、キャンプ場はオープンを再度延期したところであります。この2施設につきましては、状況を見ながら今後の対応を検討することとしております。

2点目は小中学校の対応についてであります。

北海道教育委員会からの要請により4月20日から5月6日までを2度目の臨時休業としておりましたが、再度の要請を受け5月31日まで臨時休業といたしました。休業期間中は不要不急の外出を避けることや、自宅では規則正しい生活習慣を心掛け学習にも取り組むよう児童生徒に指導したところであります。

なお、小中学校とも5月7日から、それぞれ週1回から3回、3時間から5時間程度の登校日を段階的に増やし、児童生徒の心身の健康状態や学習状況について確認するとともに学校再開に向け準備を行い、6月1日から通常登校としたところであります。

3点目は、町民に対する2回目のマスクの配布についてであります。

感染予防のため4月22日から全町民に一人10枚のマスクを配布いたしました。依然としてマスクが入手しづらい状況が続いていることから、5月20日から郵送で一人10枚のマスクを再度配布いたしました。

この経費につきましては、後ほどご報告いたします一般会計補正予算(第3号)の専決処分に対応させていただきましたので、ご理解を賜りますよう

お願い申し上げます。

4点目は、とんでんまつりの中止についてであります。

8月8日土曜日に開催を予定しておりました第43回秩父別とんでんまつりではありますが、ヒーローショーやビールパーティ等イベント全般において密集や密接を避けられないため、誠に残念ではあります中止することに決定いたしました。

なお、7月5日のちっぷフェスティバル、7月中旬にローズガーデンで開催されておりました町民有志によるバラの音楽祭についても、本年は中止すると伺っております。

最後に、マクス等の寄贈について申し上げます。

感染予防に役立てていただきたいと、5月21日、秩父別ライオンズクラブ様から、認定こども園やデイサービスセンターなどの町施設等に対してマスク2,400枚、5月27日に町内の東商会様からマスク500枚、6月4日には筑紫町内の吉田光博様からマスク6,000枚のご寄贈をいただきました。このほか町外からもたくさんご寄贈をいただいております。皆様のご厚意に厚くお礼申し上げます、感染予防のために有効に活用させていただきます。

道内の感染者数は減少してきておりますが、緊急事態宣言が終了し通常の社会経済活動が再開されるに伴い、人の移動や接触が増加し、感染の第3波も心配されるところであります。このため、感染予防の備蓄品や、感染防止のために機材の購入を計画しております。後ほどご審議いただきます一般会計補正予算(第4号)にこれらの費用を計上しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

今後も国や北海道との連携を密にし、町民の皆様の生命と健康を守ることを第一に、感染拡大防止に取り組んでまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防の対応についての行政報告とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関して、町民への生活支援と事業者への経済対策として町が新たに実施いたします独自の施策について申し上げます。

1点目は、秩父別町子育て応援給付金についてであります。

外出の自粛や学校の臨時休業などにより子育て世帯の負担が増大していることから、子育て世帯への生活を支える取り組みとして、町独自で子育て応援給付金事業を実施いたしました。5月7日現在で高校3年生までの子を養育している世帯を対象とし、子供一人につき1万円を給付するもので、5月25日に155世帯264万円の給付を終えたところであります。

2点目は、上水道と下水道の基本料金の免除についてであります。

公共施設の休館や利用制限に加え、日常生活における外出自粛や休業要請などにより、自宅で過ごす時間が多くなり水道の使用量が増加していることから、家計への経済支援の一環として町内全世帯の水道と下水道の基本料金、7月から9月まで支払いの3ヶ月分を免除することといたしました。この取り組みによる減収額は上下水道合わせて1,200万円程度と見込んでおります。

3点目は、町内の商工業者等に対する経済対策についてであります。

4月16日の緊急事態宣言全国拡大を受け、北海道は4月17日に感染拡大を防ぐための緊急措置として、5月6日まで飲食店をはじめとする多くの業種に休業を要請し、12日にはその措置を5月15日まで延長いたしました。休業要請に応じれば、10万円から20万円の支援金が給付されますが、道は5月6日からの延長期間分も含めて当初からの措置であるとし、実態として延長分に関しては何の支援もない状況であります。

このため、町として道の休業延長要請に応えた事業者には、一律20万円の秩父別町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を給付することといたしました。

次に、国は緊急経済対策として、令和2年において前年の売上から50パーセント以上減少した月がある際には、個人事業主には最大100万円を給付する持続化給付金事業を創設いたしました。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症対策による経済の落ち込みは、非常に広い範囲に影響を及ぼしており、国の持続化給付金制度に該当しないものの、相当の経済的被害を受けている事業者も見受けられます。このため、町独自でこの2月から5月までの間に、前年の売上から15パーセントから50パーセント減少している月がある事業者を対象に、最大20万円の秩父別町商工業者等緊急支援金を給付いたしました。いず

れの事業も長引く休業等により事業資金の逼迫が想定されることから、休業要請の延長に応えた15事業者に計300万円の協力金と、売上が15パーセント以上減少した11事業者に対して195万円の支援金を5月28日に給付したところであります。支援金につきましては、この後、数件の支払いを見込んでおります。

以上申し上げました各事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定であります。

なお、子育て応援給付金、拡大防止協力金及び商工業者等緊急支援金の予算措置につきましては、後ほどご報告いたします一般会計補正予算(第3号)の専決処分に対応させていただきましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、4月30日に各世帯に郵送いたしました地域振興券、グルメクーポン券の利用状況についてご報告申し上げます。

すでに多くの商店等で使用されており、6月10日現在で552万3,500円の利用があり、このうち飲食店で利用されたものは106万3,000円であります。多くの町民の皆様が趣旨をご理解いただき、町内の消費拡大、商工業振興にご協力いただいておりますことに、お礼を申し上げます。

最後に、国の特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況について申し上げます。

全国民に一人10万円を給付する特別定額給付金につきましては、4月30日に申請書を各世帯に郵送し、5月12日に第1回目として209世帯519人分、5,190万円を支払いました。6月10日現在で1,066世帯2,263人、2億2,630万円、町民の約95パーセントの方への給付が完了しております。

また、国が事業主体であります児童手当受給世帯のお子様一人につき1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、6月1日に129世帯219万円の給付を行ったところであります。

町民の皆様には、公共施設の休館や利用制限などで大変なご不便をおかけいたしましたこととお詫び申し上げますとともに、感染拡大防止のための休業や外出自粛などにご協力いただきましたことに、厚くお礼を申し上げ

げます。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うとともに、国や北海道と連携し町民の皆様が一日も早く元の日常生活と経済活動を取り戻すことができるよう、取り組んでまいる所存であります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策についての行政報告とさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてお知らせいたします。

アメダス深川観測所によります、この冬の累積降雪量は過去10年で最も少なく、平年に比べ2割以上少なかったことから、積雪ゼロは昨年より17日早い3月23日でありました。融雪後は好天に恵まれ、降水量も概ね平年並みであり、種もみの播種や水田の耕起作業は順調に進み、移植作業も早めに推移いたしました。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表による6月1日現在の主な農作物の生育状況であります。水稲に関しましては、移植作業が早まったことで育苗日数が短く、移植時の苗は草丈、葉数、茎数とも平年を下回っていたものの、移植後の生育は順調に進み、生育進度は平年より1日早い状況となっております。

また、秋まき小麦につきましては、生育は順調で、草丈、茎数ともに平年を上回り、3日程度進んでいますが、茎数が多く倒伏が懸念されるところであります。

大豆につきましては、播種作業は平年並みに始まっておりますが、降雨等によりやや遅れている状況であります。

ブロッコリーに関しましては、5月2日に定植作業が始まり、少量の病害虫が散見されますが、防除が適正に実施され生育は順調に推移しております。

一方、花卉につきましては、5月2日からブルースターの出荷が始まり、その他の品種においても出荷の準備作業がなされている状況で、野菜類などの作物も含めまして、順調な出荷を期待しております。

本年も生産者各位の努力が報われ、実り豊かな出来秋が迎えられることを願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

最後に、4月30日以後の建設工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

はじめに、5月14日に執行いたしました2件の入札結果について申し上げます。

1件目は中央西C団地公営住宅長寿命化改修工事で、中央西C団地3の3号棟、4号棟の2棟8戸の屋根張替、外壁塗装などを行います。落札者は石山建設株式会社、落札額は税込み1,589万5,000円、落札率は97.70パーセント、工期は5月18日から7月31日までとしております。

2件目も、中央西C団地公営住宅長寿命化改修工事で、中央西C団地4の5号棟、6号棟の2棟4戸の屋根張替、外壁塗装などを行います。落札者は石山建設株式会社、落札額は税込み1,166万円、落札率は97.70パーセント、工期は5月18日から7月31日までとしております。

次に、5月21日に執行いたしました4条路線水道管更新工事について申し上げます。町道4条6丁目から7丁目間の老朽化した水道管450メートルの更新工事を行います。落札者は寺迫工業株式会社、落札額は税込み913万円、落札率は96.29パーセント、工期は5月26日から10月30日までとしております。

最後に、6月3日に執行いたしました2件の入札結果についてご報告申し上げます。

1件目は町道1条路線舗装改修工事で、1条6丁目から7丁目間630メートルの2層舗装の打ち換えを行います。落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み3,096万5,000円、落札率は98.05パーセント、工期は6月8日から9月3日までとしております。

次に防災行政無線デジタル化更新工事につきましては、本定例会において議案第51号としてご審議いただく予定ですので、議案説明の折に詳細について申し上げます。

このほか5件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

(日程第5 所管事務調査の報告)

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡浩文総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。
（なしの声）ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

(日程第6 一般質問)

議 長（寺迫君）

日程第6、一般質問を行います。6番 中西君の発言を許します。
中西君。

6 番（中西君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
マスクを外してしゃべらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは読ませていただきます。コロナウイルスによる緊急事態宣言解除後の学校教育についてということで質問をさせていただきます。

秩父別町には、今回のコロナウイルスによる不要不急の外出への自粛要請や学校の休校に対して、影響を受けている町内商工業を対象にした商品券の発行や町民へのマスクの配布など、迅速な対応に対して感謝をすることがあります。

また、今回のコロナウイルスによる学校の長期間の休校は、授業の遅れや学校行事の変更などへの対応で、各学校関係者には大変なご苦勞をおか

けているものと思いますし、授業の遅れを心配している児童生徒や保護者もいると思います。先生たちの授業のサポートとして、インターネットを利用した民間の塾や企業が運営する有料講座の利用を検討してはと思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

中西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の小中学校につきましては、国や道の緊急事態宣言等に基づき集団による感染拡大を防止するため、2月27日から5月31日までの約3ヶ月間にわたり臨時休業といたしました。

臨時休業期間中は、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえながら、自宅では担任が作成した学習プリントに取り組む家庭学習を、また、分散登校日には教師が直接対面して行う学習指導を効果的に組み合わせるなど、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じてまいりました。

しかしながら、議員が懸念されますように臨時休業期間が長かったことから、学習の遅れを心配する児童生徒や保護者も多いのではないかと受け止めております。

6月1日から学校が再開されましたことから、今後は児童生徒が円滑に学校生活に適応できるよう時間割や授業の進め方を工夫し、学習の重点化を図ってまいりたいと考えております。

また、パソコンや児童生徒一人1台端末の導入によるタブレットの利用など学校におけるICT環境の積極的な活用を促すとともに、インターネットを活用した民間の塾が運営する有料講座等の各種コンテンツの利活用など、あらゆる可能性を視野に置きつつ児童生徒の健やかな学びの保障を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
中西君。

6 番（中西君）

教育長、大変有難うございます。今回の、まあ、私にも子どもがいて学校から様々な書類が来て、その中で、やはり授業数の確保という中で、もうほとんど6時間授業という中で学校も進んでいるんですが、その中でもやっぱり普通の算数だとか理科だとかってやるために、それ以外のちょっとした町内の校外授業みたいなものが削減されているという中で、ちょっと心配するのがやはりその、授業は何とか確保できるのかなとは思いますが、子ども達と先生、あるいは地域と子ども達の関わりというものが、多分削減された授業の中でちょっと足りなくなってくるのかなって、その部分が、多分うちの町の将来Uターンとかに影響してくる部分なのかなという部分が心配だったもので、今回この有料講座って、今回有料という形にさせてもらいましたけど、有料、無料含めて様々な今回タブレットも購入されるようですので、利用していただいた中で現場の先生たちと子ども達がより良い環境で勉強できるような環境を教育委員会の皆さんが、環境整備をしていただけたらということで、今回こういう形の質問をさせていただきましたので、今回の教育長のご答弁をいただいて大変安心したところでありますので、これで質問を終わりたいと思いますので、どうも有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、中西君の質問を終わります。

次に、3番 眞島君の発言を許します。 眞島君。

3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づいて新型コロナウイルスの感染拡大の影響による本町の支援対策について澁谷町長にご質問をさせていただきます。

昨年12月以降に中国が発生源とみられる病原体の特定されない肺炎の発生が確認され、今では、ほぼ世界中に感染が拡大をされている現状でございます。日本でも6月1日現在ではございますけれども、17,615名の感染が確認され、913名の方がお亡くなりになってございます。ちなみにでございますけれども、この資料を作ったのがその時期でございましたので、まあ、昨日現在ですけれども感染者数については17,967名、死亡については938名と現在も連日のように感染者が増えているのが現状です。

そこで、国は感染防止策として4月7日に緊急事態宣言が出され1ヶ月以上にわたり不要な外出の自粛、3密を避けたもの、行動の呼び掛けなどで感染者も減少に向かい、6月1日に宣言の全面解除になったわけでございますが、その間、経済の停滞による景気の悪化の影響が出てきているのが状況でございます。本町におきましても商工をはじめ、多業種にわたり経営の悪化が懸念されております。

そこで、町はいち早くいろいろな経済対策をとって、3種の独自の経済対策をとってこられてきたわけでございますけれども、今後、早期に景気が回復するにはまだ長い時間が掛かるのかなと思っておりますが、感染等拡大の状況を見極めながら町民への更なる支援と従来の継続をしていただければいかがかと思っておりますが、お考えをお聞きしたいと思います。

またあの、町の基幹産業であります農業においても、学校給食の停止、また、冠婚葬祭等の自粛、キャンセル等で農作物の消費の落ち込みが現れているのが現状です。

本町の農家の方にとってこれから花卉、施設野菜、露地野菜等の出荷が本格化するわけでございますが、すでに一部の作目によっては価格の下落が現れているのが現状です。農家にとってこれから秋まで先の見えない中ではございますが、農家に対する支援策も含めて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたる学校の臨時休業、また各種会議や行事の中止、外出の自粛や飲食店に対する休業要請など町民の生活と地域経済に大きな影響を与えております。

行政報告でも申し上げましたけども、町民への生活支援として、事業者への経済対策として、地域振興券あるいはグルメクーポン券の発行、あるいは子育て世帯への独自の応援給付金事業を実施いたしました。

また、加えまして、家計への経済支援として全世帯を対象とした3ヶ月分の上下水道基本料金の免除をさせていただきます。

また、消費活動の落ち込みにはですね、町内商工業者に深刻な影響を与えておりますことから、なかでも小売業や飲食業は日々の売り上げ、これが生活の維持に直結しておりますので、このことへの対応は喫緊の課題でありましたことから、北海道の休業要請延長に応じた事業者に一律20万円の秩父別町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、更に国の持続化給付金の対象とならない事業者に対しましても最大20万円の秩父別町商工業者等緊急支援金を給付したところでございます。

さて、農業者に対する支援でございますけれども、議員ご指摘のとおりですね、全国的に見ますと学校給食の停止あるいは冠婚葬祭の自粛などによる消費の落ち込みによりまして、一部ではその影響を受けていると認識しておりますけれども、本町の農家につきましては、花卉では一部出荷が始まっておりますが、水稻をはじめブロッコリーなどの野菜につきましては出荷がこれからでありまして、現状では影響を受けているものは少ないというふうに認識をしております。

また、国の持続化給付金は農業者も対象でございますので、大きな影響を受けた場合には、この制度を有効に活用していただきたいというふうに考えております。

5月25日に緊急事態宣言が解除されまして、日常の生活が取り戻されつつありますので、社会活動や経済活動も徐々に回復していくのかなというふうに考えているところでございます。

今後、どのような影響が出てくるのか状況をですね、確認しながら、まあ多分、長期戦になると思っておりますけれども、それを町で確認しながら町民の皆さんに対する生活支援あるいは商工業者、農業者に対する経済支援についても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

大変前向きなご答弁有難うございます。町長をはじめ職員の方々には、本当に早い時期から飲食店街並びに商工等々いろんな支援策を打ち出した対応をさせていただきました。本当に町民には感謝をされているのかなというように思いますし、また当時、非常に入手困難だったマスク等につきましてもどのようなルートか存じませんが、いち早く町長のお手配で町民の皆様にも2回も配っていただいたということは、本当に町民の皆さん感謝をされているのかなというふうに思っております。今後とも、今町長に答弁いただきましたように、いろんな支援を厳しい財政の中でやっていただいているわけですが、このコロナウイルスにつきましてもはまだまだ先が見えないような状況でございます。町民の皆さんも非常に苦しい事態が続くと思っておりますけれども、長期的に長い目で町の支援の継続をお願いするところでございます。

また、農業支援につきましても検討いただけるというようなお話しが特にございましたけれども、農家にとっては共済制度という制度がございますけれども、これについては収量の補償しかないということでございます。昨年からは共済の保険制度の中で収入保険というのでも新たに出されたわけですが、これについては若干掛金が高くなりますし、更には、まだ農家の皆さんには深く浸透されていないのかなというふうに思っております。秩父別の水稻農家119戸が加入されていると聞いてございますけれども、その内その収入保険に入っているのは7戸というふうに聞いて

てございます。このような状態になるのであればそれぞれ組合員の農家の方も考えたのかなと思いますけれども、いかんせんこんな急な状態でございますので、今後ともいろいろな支援をお願いしたいなというふうに思っております。

また、花卉、蔬菜、野菜についても農協の方にお伺いをいたしますと、非常にあの、特に花卉につきましては価格が下落していると、品種にも品目にもよりますけれども、そんな中で今後、農協並びに国もそうですけれどもいろんな形で農業の方にもご支援をいただくのかなと、ご検討されるのかなと思いますけれども、行政にも農家の皆さんが次年度、安心して生産に取り組めるようなそんなようなバックアップもしていただきたいなというふうにお願ひ申し上げるところでございます。

そこでもう一点、再質問という形でさせていただきたいと思っておりますけれども、議長よろしいでしょうか。

今回のコロナ禍の影響によりまして、町の方で早々と対応していただきましたマスクをはじめ初動経費、更には手袋等々、この災難に必要な必需品を用意していただいたわけでございますけれども、やっと今になってマスク等につきましてはコンビニ、ドラッグストアで見かけるようになりましてけれども、まだまだ不足の状態が続くのかなというふうに思っております。そんな中で北海道についてはこれから第3波、第4波といったような非常に不安な状況にもなっているのかなと、いつ起こりうるか分からない状況でございます。

そこで、全町民に対しての配給ということになりますと、非常に財政面には厳しいのかなと思いますけれども、最低限町内の医療関係、更には学校関係、保育園、そして町民の皆さんに、本当にお仕事をしていただいている町職員並びに関係者の皆様方に、町として必需品の備蓄を考えていただいているかかなと、先ほど行政報告の中でも町長もお考えになっているというようなこともお聞きしましたけれども、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町長（澁谷君）

まず、マスクあるいは消毒液等々の備蓄でございますけれども、後ほど補正予算でご審議いただきますけれども、その中にもかなりの枚数のマスク、それから消毒液、取り合えずもう一度山が来ても対応できるだけのマスクは確保したいというふうに考えております。

ただ、まだ価格が少し高いのでもう少し落ち着いてから買っていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても第2次補正、国の第2次補正に合わせまして、それでまだ更に追加できるかと、まず、今日の補正予算につきましては、国の第1次補正に関わる部分のものでマスク、消毒液あるいは避難所の隔離の段ボールとか等々も揃えてまいりたいと思っておりますし、今、議員のご指摘にありましたこれからの山が来た時にも対応できるだけの備蓄はしてまいりたいというふうに考えております。

議長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

大変心強いお答え有難うございます。町長はじめ行政に関わる皆様方にはコロナ以外にも熊が出没したりとか、いろんな忙しい中ではございますけれども、町長はじめ持ち前の発想力と行動力で今後ともこのコロナ危機を乗り越えていただくように、町民一体となって超えることにご尽力をただけますことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。以上でございます。

議長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、4番 岡崎君の発言を許します。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきますが、マスクをしておりますと非常にしゃべりづらく、眼鏡が曇ってですね、字も見えませんが、マスクを外させていただきます。お許しをいただきたいと思います。

農業委員会の会長さんにですね、農地、特に水田でございますけれども、これの売買価格のあり方についてお伺いをさせていただきます。

通告書にも書いてございますとおり、秩父別町の水田につきましては、第1次土地改良事業であります道営圃場整備事業が西南地区を皮切りに、昭和41年から昭和62年まで全町10地区に分かれて行われました。平均区画が50アール程度の水田に整備され、従来と違いまして大型の農業機械が運行可能な近代農業が展開されるようになったのであります。

この道営圃場整備事業につきましては、町、農協、土地改良区、3団体で構成いたします農業構造改善本部が昭和39年3月に設立され、そこで重点的にこの整備が推選されました。その後、第2次土地改良事業につきましては、この農地の汎用性を高めるための暗渠排水を重点に置いた道営土地改良総合整備事業が、昭和59年から平成8年まで全町6地区に分けて実施されました。

更に、第3次土地改良事業といたしまして、この水田の大型化、暗渠排水の再整備、用水路のパイプライン化を図る道営経営体育成基盤整備事業が、平成10年から平成26年まで全町9地区に分けて実施されました。そして更なる農地の汎用化と大型機械による近代的農業が展開されるようになったのでございます。

また、第4次土地改良事業として区画整理、暗渠排水、客土と用水路の改修を目的とした道営農地整備事業が、平成26年から3地区で実施されているところでございます。

このように、様々な土地改良事業が行われまして、汎用化された大型圃場で現在はGPSによる農業機械の運行も可能な近代的な農業が現在行われようとしております。

しかし、全町的にはですね、この第1次土地改良事業が行われて以降、何の改良もされていないような農地が散在するのも事実でございます。何らかの事情で農地の売買が行われる場合、農業委員会のあっせんによる売

買がほとんどであるかと思えます。農地法の3条による所有権の移転は、極めてまれなのではないかというふうに思っておりますけれども、このあっせんによる売買価格であります。大型の汎用化された圃場も第1次土地改良事業しかされていないような圃場もですね、同一の地域であればこの売買価格に差が無いのが実情ではないかというふうに思われます。

私は作業の効率だとか汎用性、更には投資額の差を検討いたしましても売買価格に差があって然るべきと考えますが、農業委員会の見解をお伺いいたしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（川上君）

岡崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町の水田の売買価格に関しましては、公益財団法人北海道農業公社が示す標準地価格を指標として、平場、あるいは中山間地であるといった圃場条件、基盤整備等の圃場整備の実施状況、土壌条件、管理のしやすさなど、様々な要素を勘案し、更には過去における近隣圃場の売買実績を考慮して、売買価格の検討を行っているのが実情であります。

議員のご質問にありますとおり、農業委員会として作業の効率化を考え、ある程度の投資を行った圃場と行っていない圃場では、売買価格に差を設けることが望ましいというふうに考えますし、あっせん調整の会議においてはそうしたことを考慮し、価格差がつけられる場合が多いのが実態といえます。

しかしながら、実際に圃場整備にかかる費用と比較すると、それに見合った価格差がつけられていないのも実情でございます。

この価格設定に関して分かりやすい基準をつくり、その結果を売買価格に反映させることは、公平性、透明性の確保の観点からも非常に重要なことと認識しておりますが、農地としては作業効率だけではなく、収量も重要な要素であり、客観的に評価をするためには、様々な問題点があること

から、現状においては調整委員が現地確認を行い、価格の検討を行っているところでございます。

最後に農業委員会としては、今後における秩父別町の農業振興のために面的集積を基本に、担い手への農地集積集約化が重要と考えており、担い手である受け手のことを一番に考え、あっせん調整に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、岡崎議員の一般質問に対する答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございます。すでに売買価格に差をつけるような形であっせんが行われているんだというふうに、今お聞きしたわけでございますけれども、差し支えなければどれぐらいの差が同じ地域の中でついているのか、これをお聞かせいただければと思います。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（川上君）

実際、あっせん調整の場におきまして、先ほど申し上げましたとおり実際に掛る圃場整備の費用とその価格差というのは、具体的に10アールあたりで10万ほど掛るのに対してどれだけの差がつけられたかということでございますけれども、現実の場で差がつけられているのは数万から、多い時には5、6万の差がつけられているというのが実態でございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

私がちょっと調べさせていただいたところですね。第2次土地改良事業これは暗渠排水を主にやられた地域でございますけれども、これの10アールあたりの費用が約10万円掛かってございます。それで、その個人負担が国、道の補助が入ってございますので、個人負担が25パーセントで、個人が負担しているのは約2万4,000円ぐらいだというふうに、私の調べた中では出てございます。

それから第3次の土地改良事業、これにつきましては区画の拡大と暗渠排水これを主にやったわけでございますけれども、10アールあたり36万5,000円掛かってございまして、個人の負担が7.5パーセントという補助をいただいて個人の負担が7.5パーセントになってございますので、約2万7,000円ぐらい個人負担が掛かっているのかなと、それからこれに客土が加わりますと10アールあたり51万5,000円で個人の負担が3万9,000円ぐらいに変わっているんじゃないかというふうでございます。

それから第4次土地改良事業、これにつきましてはですね、10アールあたり55万3,000円ぐらい掛かってございまして、7.5パーセントの個人負担で10アールあたり4万1,000円、更にはこれに客土が加わりますと10アールあたり90万6,000円ぐらいの事業費に対しまして個人負担が7.5パーセントでございますので、6万8,000円というような形に、私の調べた範囲ではなっております。

ただあの、今、会長さんのお話を聞きますと大きいところはこれと同じぐらいの価格差がついているんだよ、ということでございますので、特に問題は無いのかなという気はいたしますけれども、私個人的にはこの投資した額と、それから実際にその農作業をされている方の作業効率、それからその水田の汎用性、まあ、転作がどうしてもついて回りますのでいろんな輪作体系を考えた場合の汎用性等を考えるとですね、もっともっと差がついて良いんじゃないかなというふうに思っているところでございます。事実農家の方々のお話を聞きますとですね、何でこんなにお金をかけて区画整理をして大型化にしても、近所のあそこの農地と価格差が変わらないのだと、おかしいんじゃないかという話をですね、度々聞くことがございます。

先ほどこの今日の本会議が始まる前にですね、農業委員さんが今度代わられるということで、会長さんも代わられるようでございます。長い間大変ご苦労様でございましたけども、このような農家の方々の考え方もあるんだよ、ということを知っていただきましてですね、委員会としてもどの程度の価格差を設けることが妥当なのかということですね、再度検討していただければというふうに思うところでございます。極端に農地の価格を下げるというわけではございません。融資を受けてやる場合のその担保能力等もございますので、私は逆に、今の価格が妥当であればですね、大金を投じて整備した水田は少々高くても良いんじゃないかと、それぐらい価値があるんでないかというふうに思っているところでございますので、その辺の検討もしていただくようお願いを申し上げますところでございます。

よろしく申し上げます。

議長 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（川上君）

議員のおっしゃられるとおりですね、圃場に対する投資の状況、それを価格に反映させるということは非常に大切なことだと認識しておりますし、一つの課題ではありますけれども難しい点が数点ございまして、一つは、実際に掛る費用が非常に大きくて売買価格に大きな差が生まれてしまうということ、それともう一つはですね、最近多いことなんですけれども、従来であれば投資を行ったものに関しては地主がその費用負担をすべて済ましてからの売買というのが基本にありましたけれども、現在は圃場整備をしてから期間が短いとか、実際の費用に掛かる、圃場整備に掛る費用負担がこれからというような圃場もありまして、そうした場合は売り手がその費用をこれから負担するものもあって、その費用負担について売り手と買い手で協議して、場合によっては買い手がその圃場整備に掛る費用を負担していくと、そんなケースも実際にはあっせん調整の場では生じてございます。そうしたものを含めて圃場の評価をどうやっていくかということが

課題ということなんですけれども、やはり、その圃場圃場で実際に一律のケースを充てるというのはなかなか難しいもので、その圃場、そのあっせん調整のケースケースによってですね、対応しているというのが現状でございます。質問に対する答えになっているかどうかちょっと分かりませんが、十分大切なことと認識しているということでご理解いただければというふうに思います。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

今あの、土地改良事業の償還金といいたいまいしょうか、これについて既に土地改良事業をやって、その土地を新たに誰かに売った場合に、これから償還しなきゃなんないお金を売主が負担するのか買主が負担するのかというようなことを、何か今おっしゃったような気がするんですけども、だいたいどのような形に現在はなられているんでしょうか。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（川上君）

それがケースによって地主が負担する場合とこれからの買い手、これから作る耕作者が負担する場合の両方のケースがございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

分かりました。私の個人的な見解ですけども、まあ、償還金が残っているのであれば買った人が当然それだけの投資がされている土地ですので、買った人が残りの金額を負担していくというのが妥当じゃないかなと思う

んですけども、なかなかそのようなことにはならないということなんでし
ょうか。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（川上君）

実際、その圃場整備をされてからの年数の関係もあります、実際に地主
さんが数年間耕作をして、それから新たな耕作者が耕作する場合もあるし、
まったく地主さんが耕作をせずにですね、圃場整備の恩恵を受ける前に売
買が成立するといった場合もありますので、その時にすべてが地主さん、
これもケースによるんですけども、すべてが地主さん、すべてが買主さん
ではなくて半々で負担したという例もございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

あの、本当に個人的な見解なんですけども、絶対作っている人がですね、
作る人が投資した額の償還をしていくのが本当ではないかなというふうに
私は思うところでございます。ですから、今年まで作ったのであれば作っ
た人が払うと、その土地を新しい人が買ったのであれば残りの部分は新
しい人が払うというのが、本当のやり方ではないかなと個人的には思うん
ですけれども、その辺も含めてですね、ご検討いただければというふうに
思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）

答弁良いですか。

4 番（岡崎君）

会長、何かあれば。

議 長（寺迫君）

農業委員会会長、付け加えることありますか。

農業委員会会長（川上君）

これからのことになりますけれども、やはりですね、あっせん調整一つひとつの個別ケースというよりは、広く10年、20年先のことを考えてこれから耕作する人ということをメインに考えて、これからあっせん調整を進めていきたいというふうに考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

4 番（岡崎君）

よろしいです。有難うございます。

議 長（寺迫君）

以上で、岡崎君の質問を終わります。

午前11時05分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

それでは再開いたします。

次に、1番 前田君の発言を許します。 前田君。

1 番（前田君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、私から町車両センターのごみ集積能力の増強についてご質問をさせていただきます。

暮らしやすく、安全安心で活気に満ちた街づくりの基本は町内の美化、環境衛生分野でいえば町内のごみ収集処理状況が重要かと思えます。

市街地では、町内会管理によるごみボックスが指定場所に設置してありますが、農村部では広域に住居が点在しているため、ボックスではなくネットで飛散防止に努めているところでもあります。現在は車社会であり、農村部の多くの町民も生き活き館横の車両センターのごみボックスに出向いてごみを出しております。そのため、ボックスが何時でも満杯の状態であり、入りきらないごみはボックスの横に置き、ネットを被せて飛散防止に努めております。

しかしながら、カラスやキツネなどにより、周りにごみが飛散している現状も散見されます。

そこで、町の環境衛生を守るために、車両センターのごみステーションのごみボックスの増設をするか、あるいは大型化するなどの対策が必要かと考えます。町長の考えをお聞かせ願います。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町では、現在87ヶ所にごみステーションが設置されておりまして、収集場所でのごみの飛散を防止し環境を維持するためにごみボックスの設置を推奨しておりまして、設置費用に対する助成制度を設けておるところでございます。

また、一般家庭から出るごみにつきましては、原則としてお住いの地域の町内会が管理しておりますごみステーションに出していただくこととしておりまして、市街地区と農家地区の一部のごみボックスが設置された場所で、毎週、収集を行っております。

なお、農家地区につきましては、冬期間の維持管理が難しいことから、ごみボックス化が進んでおりませんで、ごみステーションにネットを設置して対応しております。

また、農家地区における収集は4月から11月までは月1回で、冬期間は回収を行っていないことから、旧車両センター前に共用のごみステーションを設置して対応しているところでございます。

ごみの量につきましては、年末年始やゴールデンウィークなどの大型連休、あるいは季節の変わり目には増加傾向にありまして、更にここ数ヶ月は新型コロナウイルス感染症に伴う外出の自粛や、学校の休業等で家庭で過ごす時間が増えたことから、ごみステーションに出されるごみが昨年と同時期と比べて多くなっておりまして、旧車両センター前のごみボックスにつきましても同様の状態であると思っております。

また、このごみステーションでございますけれども、町内会が管理していないということから、分別がされていないもの、出す曜日が違うもの、指定のゴミ袋に入っていないものなど、ごみ出しのルールが守られていないということが非常に見受けられます。

また、そのようなごみは収集されず残ってしまうことから、更に堆積量の増大につながっているということでございます。このごみボックスに収容できない場合は、ネットを使用するなどをして、ごみを出した際にネットが正しく掛けられていなかったりして、カラスなどによる飛散が見受けられております。

町といたしましては、これらの状況を改善するために、広報誌等で利用マナーを周知したりですね、防犯カメラを設置して、管理、指導の強化に努めているところでございまして、議員のご指摘の旧車両センター前のごみボックスの増設等につきましては、もう少し今後の利用状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

前田君。

1 番（前田君）

有難うございます。車両センターのごみボックスは小さいというのもあるんで、それも原因にあるのかなと思いますけれども、今現在はネットに

チェーンを被せて飛散防止しているところでございますけれども、やはり町と違って農家地区では、ちょっとごみを多く満タンになったら町のところに持って行くというような考えだと思いますので、出来ればごみボックスをもう一つ設けていただければなと思っております。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

はい、おっしゃりたいことは十分理解するんですけども、現状ご覧になったのかどうか分かりませんが、私も何度か近くから見ておりますけれども、私がたまたま見た時にはですね、町内のごみ袋に入っていないごみが3分の2を占めておりまして燃えるごみが入らない状態でした。

だから、幾ら増やしてもですね、おそらくそのマナーが守られない限りは同じなのかなと思っておりますので、まず、そのマナーの徹底を少し図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

議 長（寺迫君）
前田君。

1 番（前田君）

有難うございました。マナーというのを本当に困ったというか、守らない方もいらっしゃるということで、私方も微弱ではございますが、マナーの徹底に向けて協力させていただきますので、もしよろしければごみボックスをもう1基つけていただくことをご検討お願いいたします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で、前田君の質問を終わります。

次に、8番 大野君の発言を許します。 大野君。

8 番（大野君）

それじゃあ私の方から、長期休校に伴う児童生徒の学力向上対策という問題について教育長にお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大で、本町においても小中学校が長期休校を余儀なくされまして、それに伴い児童生徒の学力低下を懸念する声も聞かれます。文部科学省や道教育委員会では、長期休校による学習の遅れを取り戻すために、夏休みを短縮して授業時間を確保するなどの考えを明らかにしているところでもあります。

また、札幌市では新型コロナウイルスの感染が再び拡大した場合に備えて、市内の全児童生徒にオンラインによる授業を受けられるように、まあ、膨大な数のパソコンを整備するようなことも聞かれます。

このように、各自治体において長期休校に伴う児童生徒の学習の遅れ、これを取り戻す動きが見られておりますけれども、特に子ども子育て応援宣言を行って、内容的にもたいへん充実した子育て支援事業を行っている本町にとりまして児童生徒の学力向上は喫緊の課題であります。早急に確かな学力を身につけることができる教育環境を整える必要もあります。

そこで、長期休校で遅れた学習時間を取り戻すために、本町ではどのような教育を目指して、児童生徒の学力向上につなげようとしているのか、教育長の考えているところをお聞かせ願います。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお話いたしました、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町内の小中学校を約3ヶ月間の臨時休業という措置を取ったことで様々な課題が浮き彫りになりました。とりわけ学力向上と学びの保障に向けた課題が深刻なことから、教育委員会といたしましては、これまでも町内の校長会議において効果的な対策について提示してまいりました。

具体的には、これまで指導できなかつた内容を確実に指導できるよう、

家庭学習との組み合わせや各教科で指導する内容の順序の変更などにより授業における重点化を図り、今後、新たに必要となる授業時数を明らかにした上で、長期休業日期间等における登校日の設定について検討すること、次に、児童生徒の負担に十分配慮した上で、年度内に全ての児童生徒が学習指導要領に示された内容を終えること、授業時数を確保するための取り組みとして、児童生徒の発達段階を十分踏まえ1日の授業時間数を増やすなど時間割編成の工夫を行うこと、次に、今後、ICTを活用した学習が一層求められることから、職員研修を通して校内のネット回線の整備やタブレット端末などを用い、個に応じた学習や遠隔授業の在り方について検討を行うこと、学芸会や修学旅行など学校行事の重点化については、それぞれの行事の意義や必要性、各教科等における学習活動との関連を再確認した上で実施、延期、中止に向けた検討を行うことなど、学校再開後の学力向上に向けた取り組みについて、子ども達の学習に著しい遅れが生じることなく、最大限の学びを保障するという観点から、特に指導に必要な授業時数を実質的に確保するよう指示をしたところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

確かにこれまで長期間の休みでこの遅れを取り戻すということで、教育関係の方で大変ご努力をされているということは、教育長の答弁から理解するところでございます。ただ、私はですね、教育委員会の方も大変なことに加えて児童生徒の方もですね、大変じゃないかとやっぱり思うんですよ。

それで、ある道内の小学校の先生のコメントが新聞に載っておりました。

勉強が遅れていた子が休校でもっと遅れて、遅れていなかった子も生活のリズムが崩れて遅れだしたということでありました。こうした勉強の遅れた子、まあ、私も子供のころは全然勉強をしないでかなり遅れた人間でございまして、特に勉強の遅れた子はやっぱり不登校になるんじゃないか

というところも懸念しているんですよね。授業優先で勉強を強いるという
と勉強をしたくないと、勉強をしたくないから何か理由を付けて休みたい
と、私の子供のころを思い浮かべているところでございますけれども、こ
ういった不登校になる子供が出ては大変だと、私はそういうことも懸念し
てます。

それで深川だとか岩見沢あたりではですね、退職教員等が放課後教室だ
とか補習教室とかそういったものを開いて、児童生徒の学習をサポートし
ているという記事もありました。

そこで再質問をさせていただきますが、本町では小学校と中学校にそれ
ぞれ学習支援員の方を配置しております。この学習支援員の方、長期休校
後どのような個別指導をしているのか、この学習支援員の方の活動内容を
ちょっとお伺いいたします。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

学習支援員につきましてはですね、現在、小学校、中学校にですね、置
くという形でもって進めているんですが、何せなかなかですね、人材がい
ないということで現在は置いていないんですけども。

これまでの学習支援員の役どころとしましては、やはりそういった学習
に若干遅れのある児童生徒に対してですね、そういった補助というかです
ね、そういう形でもって、もちろん授業中もありますし、放課後もそうい
った特別な時間をセッティングして指導するという形でもって、指導して
いただいております。

ただですね、他の市町村もですね、同じような取り組みをしていると思
いますけども、やはりそういった学習支援員だとか、それから退職教員だ
とかそういった方をですね、できるだけ有効に使ってそういったような学
力に充たしたいということは山々なんですけれども、なかなか先ほどもお
話ししたように人がですね、なかなかいないということで、大変苦慮して
いるところですけども、現在ですね、ハローワーク等を通してですね、

そういった人材が集まるように委員会としてもですね、強力でですねお願いしているところでございます。こんなところでよろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

たいへん教育長をはじめ皆さんご苦労されているのは良く分かる。学習支援員の方もですね、授業が遅れている子に対して、やっぱり的確なフォローをしているという答弁でございますので、これで納得はするけども、やはりたくさん、いわゆる学習の遅れている子が増えてくるとね、学習支援員の方だとか学校の先生あたりでも手が足りなくなってくるというのも、やっぱり事実だと思うんですよ。これだけのやっぱり、長期間の休みというのは今までやったことのない未経験の部分なんです。私は文科省あたりがですね、適当に夏休み登校すれば45日不足している授業数をフォローできるなんていい加減なことを文科省の方は言ってますけどね、あれはちょっと無理ではないかと、やっぱり子供に本当の教育を教えるには、そんな夏休みを短縮して教えたぐらいじゃちょっと足りないんじゃないかと、本当の授業はできないと、私そう思います。

そこで、こういう長期休校を機にですね、去年の12月に眞島議員が公設塾あたりも一般質問しまして、教育長も積極的な答弁をされておりますけども、やはり公設塾あたりも今一度この機会に検討する必要もあるんじゃないかと、私は思います。答弁はいりません、教育長から去年の12月に明確な前向きな答弁をいただいておりますので、公設塾に対する答弁はいりませんけれども、もう一度ここで一回再検討をして、やっぱり子ども達に寄り添った教育というものを、ちょっと重点的に考えていただければ有難いと思います。

以上で私の答弁を終わります。有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、5番 藤岡君の発言を許します。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

それでは、私からはオンラインによる学習支援の環境整備についてということで教育長に質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令され、秩父別町でも小中学校の休校が長期化し、子ども達はもとより家族や教育関係者など町民の皆様の不安は、たいへん大きなものがあります。

6月1日から全面解除とはなりましたが、依然として感染リスクが解消されたわけではなく、学校は再開されたところですが、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦が予想されており、いつ感染拡大の第3波が発生するのかが懸念されております。

そこで、今後の再拡大に備えたオンラインによる学習支援などの環境整備を早急に進めるべきと考えます。

国としても、今年度の補正予算で全国の小中学生に一人に1台のパソコンやタブレットを確保するなどの、当初の目標を大幅に前倒しして実施するとの方針です。

町としては、この様な各種事業を有効に活用した中で、今後どのような教育環境の充実を進めていくのか伺います。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども触れましたように、本町の小中学校につきましては国や道の緊急事態宣言等に基づき、臨時休業を約3ヶ月間にわたり実施いたしました。

6月1日から学校を再開したところではありますが、今後も地域の感染状況等により、新たな臨時休業の実施も想定され、依然予断を許さない状況でございます。

そのような中、国から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障の方向性が示され、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に対応すべく、GIGAスクール構想の前倒しにより学校教育活動の柔軟な対応が可能なICT環境の整備を行うよう指示があったところであります。

後ほど、補正予算にてご審議いただきますが、財源となる国の公立学校情報機器整備費補助金については情報機器端末定額の3分の2、また公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、基準額の2分の1のみが対象となり端末付属品及び設定費、ネットワーク整備の残額につきましては、町の一般財源から支出するものであるため、多大な地方負担を強いるものであります。

しかしながら、今後第3波、第4波の新型コロナウイルスの感染拡大により、子ども達の学びの保障が守られないのではないかとの強い懸念から、本町でも児童生徒一人1台の端末と、高速大容量の通信に対応した校内ネットワークの整備を行う予算を本定例会において計上いたしました。

ただし、ICT環境の整備により可能となる学校からの遠隔学習の実施にあたっては、本町では児童生徒数が都市部に比べ少なく、また公共交通機関を利用した、いわゆる3密になる登下校を行っておりませんし、教室内での授業も距離を十分にとって実施しているなど感染リスクも低いことから、基本的には分散登校を積極的に実施しながら協働的な学び合いの中で授業をすることが望ましいものと考えております。

一方、学校での感染者の発生もしくは地域の感染状況の悪化により分散登校が実施できない場合には、当然、双方向のオンラインによる学校からの遠隔授業の実施も検討してまいります。

今後も学校運営に関しまして、長期間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、学力低下を招くことのないよう感染症対策を講じながら、子ども達の健やかな学びを最大限保障できる環境を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

一点だけ再質問させていただきたいと思います。

ただ今教育長の方からは遠隔学習あるいは分散登校で対応していきたいという旨での答弁でございましたが、何て言いますか、最悪の状況を常に考えておくという必要が大事なのかなというふうに思っております。再度休校ということが長期化すればどうしても遠隔授業というのに頼っていかざるを得ない、それが100パーセントそれで解決するとは思いませんけれども、そのあたりの整備を早急に進めておくことが学習以外のいろんな連絡ですとか、いろんな状況に使える、役立つことにつながるんだろうなというふうに考えるところでございます。

教室、学校の中だけのICT活用に限らず、各家庭の状況を、先ほど中西議員の質問の中にも少しありましたけれども、アンケートを各家庭に取ってWi-Fi等の環境があるかどうかというアンケートがあったように伺っておりますけれども、やはり全家庭にそういう環境があるわけではないというふうに認識もしておりますし、その辺の対応をどうしていくのか、各家庭にある程度負担もいただきながら町の予算も含めてそういう環境を少しでも早く進めていくことも考えていく必要もあるんじゃないかと思っております。

それにですね、全国的に子ども一人に1台ということで今進んでいるようでございますが、ハード面でかなりそこまで対応できるのか、年内中にそこまでパソコン、タブレットが一人ずつに行渡るような台数が揃えられるのかというのも、凄く不安なところでございまして、いつの話になるんでしょうという、その間に第3波、第4波で休校が発生するという事も十分考えられます。それぞれ家庭で持っている、個人で持っている機材等もどのように活用できるのか、いろんな想定をしながら、今後、学習支援を考えていく必要があるんでないかなというふうにも思いますので、何て言いますか、ここでこうだという結論は出せないと思いますので、いろんな方面から考えていただいてですね、学校教育の遅れが無いように子ども達に対する支援を今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

教育長の答弁はいりませんので、大雑把な確実性のない部分もたくさんありますので、もし何かその他の部分で参考になるようなお話があれば伺

わせていただければ有難いと思いますが、一般質問としては終了させていただきます。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

ええとですね、今お話しがありましたけども、今現在のですね、町内における小中学校の整備状況だとか、今後の予定ですね、こういったものについてですね、うちの次長の方からちょっとご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）
教育次長。

教育次長（塩地君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今現在のですね、状況ということでお話をさせていただきますが、現在の校内ネットワークの環境ということで、まずお話をさせていただきます。

今の現在のネットワークについては平成25年の小学校、中学校が平成28年に通信環境を整備したというような経緯があるんですけども、全体で使うようなこと、端末を全員で使うようなことを想定していないということですね、少ない容量となっているということで、今回全体で使える、端末が使えるような高速の大容量の通信ネットワークを入れたいということ考えてございます。

あと、Wi-Fiの環境、家庭のですね、Wi-Fiの環境ということでですね、お話があったんですけども、家庭のICT実態調査というのを各家庭の方に小中も行わさせていただいてございます。全児童生徒128名の内ですね、4名の方が無いと、Wi-Fiの環境が無いということで実質の件数でいけば3件ほどのWi-Fiの環境が無いというような、現在の状況になっているというようなことの返答をいただいているような状況に

なっております。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

良いですか。

5 番（藤岡君）

有難うございます。いろんな対応できづらい、今後対応していかなくやいけない課題が山積しておりますけれども、協議をいただきながら一つずつ解決していただきながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。有難うございます。

議 長（寺迫君）

以上で、藤岡君の質問を終わります。

（日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」）

議 長（寺迫君）

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番（金子君）

専決処分ということで固定資産税のところ質問をさせていただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）
何ページですか。ページ数は何ページですか。

2 番（金子君）
固定資産、町税条例でしょ。

議 長（寺迫君）
この下にページ数、書いてあるでしょ。

2 番（金子君）
すいません、ごめんなさい。
まず最初に。

議 長（寺迫君）
何ページ。

2 番（金子君）
ページでしょ。

議 長（寺迫君）
ここの下にページ数、書いてあるでしょ。

2 番（金子君）
今言います。5ページのですね、第74条の3、現所有者の申告ということ、この条例、新しくできたわけですが、条例を新しく作るにはですね、その目的というのがあると思うんですけども、この条例の趣旨の説明をお願いします。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（永峰君）

第74の3、現所有者の申告についてでございますが、議員もご承知のとおり固定資産税の所有者は登記簿に記載されている人でございますが、その方が亡くなったあと、相続登記がされないで名前が変わってないものが多数あるのが現実でございます。

更に、相続人が不在であるとか、相続人が相続の放棄をしたというような場合が考えられます。身内の方が相続登記しない場合でも、身内の方がそのままその土地、建物を使っている場合は大きな問題にはならないわけでございますが、相続放棄をした、若しくは相続人がいない、そのような土地につきまして、例えばであります、土地と建物を第三者に貸して賃料を貰っていたような方が亡くなって、その方の土地、建物の相続人がいないような場合ですね、その土地や建物を借りている人はそのまま入居、その土地、建物を使用し続けているという、そのようなことが考えられます。そのような場合ですね、利益を受けているにも関わらずその土地、建物の税金を納める人が誰もいないと、そのような場合がございます。そのような場合には現に使用している者を所有者とみなして、税の公平性の観点から課税できるようにそういうふうな手続きの規定を追加したものでございます。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

内容分かりました。あくまでもですね、所有者がいる場合ということだと思っておりますけども、先ほど総務課長の言葉の中にもありましたけども、相続をしないでそのまま空き家になっている場合、これも町内にも何軒かあるかと思っておりますけども、そういう場合の課税はどうするかお聞かせを願いたいと思います。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

相続人がいない、相続放棄の場合等の取扱いでございますが、全国的にも問題になっている案件でございます。実態といたしましては、町といたしましてもその相続人を調べるなど、そういう手続きをとるわけでございますが、中には探しきれない、見つけれないという場合もございます、そういった場合につきましては税については徴収できないということが実態でございます。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

分かりました。74条の3ですか、これは今度、空き家対策にも通じるのでこれで質問は止めますけども、そういうケースがある場合ですね、75条に罰則規定を設けております。町としては適正にこれを適用するようお願いをして質問を終わります。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第1号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第8 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第9号）について〕」

議 長（寺迫君）

日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第9号）について〕」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第9 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について〕」

議長（寺迫君）

日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第3号）について〕」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、承認第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第3号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

(日程第10 報告第1号「町出資法人の事業報告について」)

議 長 (寺迫君)

日程第10、報告第1号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第1号は、これにて報告済みといたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

再開をいたします。

(日程第11 議案第30号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第11、議案第30号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第30号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

（日程第12 議案第31号「秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第12、議案第31号「秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第31号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

（日程第13 議案第32号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第13、議案第32号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第32号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

（日程第14 議案第33号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（寺迫君）

日程第14、議案第33号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第33号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なし

と認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

(日程第15 議案第34号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第15、議案第34号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第34号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第35号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第16、議案第35号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第35号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番（金子君）

コミュニティ会館の条例から外すということですが、外した後の取り扱いを教えてください。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

まだ、はっきりと決めたわけでは無いんですけども、まず、壊すにしても何にしても、まず、この会館の条例を削除しなければいけないということで、削除して普通財産にするわけなんですけれども、解体するにもですね、200万から300万の金が掛かるのが分かっております、それにアスベストが入ってくるとまた増えるということで、その処分についての話がないわけではないんですけども、今のところは具体的に決まったものは無いというふうにご理解いただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

いいですか。

2 番（金子君）

はい。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。（なしの声）質疑がないようですので、これ

にて質疑を。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 5 1 分

再 開 午後 1 時 5 2 分

再開いたします。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(ありませんの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第36号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第17、議案第36号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第36号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(ありませんの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。(ありませんの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第36号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第37号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第18、議案第37号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第37号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番 (岡崎君)

先ほどの国保の時にでも聞けば良かったんですけども、この収入が減った場合、減少した場合にこの減免申請を出せるということなんですけれども、この減収額というか減収率というのか、これはどういうことになっているんでしょうか。

議 長 (寺迫君)

住民課長。

住民課長 (竹内君)

減収の割合につきましては、前年の収入の3割以上減収が見込まれる場合に申請ができることとなっております。

議 長（寺迫君）
岡崎君。

4 番（岡崎君）
それは国保も介護も両方同じことですか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（竹内君）
両方同じでございます。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。ないようなのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませぬの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第37号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

（日程第19 議案第51号「工事請負契約の締結について〔秩父別町防災行政無線デジタル化更新工事〕」

議 長（寺迫君）

日程第19、議案第51号「工事請負契約の締結について〔秩父別町防災行政無線デジタル化更新工事〕」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第51号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

現在の無線につきましては、確か特別な場合は町なり消防なりの方から放送をしているんですけれども、それ以外は多分、確か農協さんをお願いして、農協さんの方で放送をしているような状況ではないかというふうに思います。

今度は、今のお話し聞きますとほとんどが全部、町の方で放送を流すというような形になるわけですね、そのような形でよろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

新しい設備の放送につきましては、岡崎議員のお話のとおり町の方でこれまで農協さんがやっておりました定時放送、それらの業務を行うものがございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑は、金子君。

2 番（金子君）

先ほど岡崎議員もおっしゃいましたけれども、農協さんで放送していただく時には生産組合ですとか町内会の放送もしていただいていたんですけども、この防災行政無線という趣旨からからすると、それは外れるのかなと思うんですけども、その辺の運用はどうなるのか。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（永峰君）

細かい部分まで、まだ詰めておりませんが、これまで町内会ですとか団体ですとか、公共性なり公益性があるようなものにつきましては引き続き町の方で放送をするような予定でおります。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ないようなのでこれにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第51号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決いたしました。

（日程第20 議案第38号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第20、議案第38号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第38号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

商工費のですね、温泉のサーモグラフィー空間除菌装置でしょうか、これについてお伺いいたします。

温泉の場合、日帰りと宿泊の方と両方お客さんが出入りすると思うんですけれども、この両方に付けるということなんでしょうか。それとも全然違った方法といいましょうか、内容につきまして教えていただきたいと思えます。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

温泉に設置いたしますサーモグラフィーにつきましては、日帰り棟のフロント等に設置する予定となっております。こちらの方は1台という形で予算措置しておりますので、1台です。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

私の認識が間違いでなかったらサーモグラフィーというのは、来る人来る人に体温が高くないだとか、そういうことをフロントといいましょうか受付かどこかで判断できる機械という考え方で良いんですか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

議員のおっしゃるとおり、そのカメラの前に立っていただくと温度センサー、温度で感知をいたしまして、テレビでよく見る赤の色であったり緑色であったりということで、何度の温度をもっているか、体表面温度の測定器という形になると思います。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

カメラの前に立っていただくということは、お客さんが一回一回その前に行かなくてはならないのか、それとも自動的に入ってくる人すべて感知するのか、どのような形なんでしょうか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

今回購入いたしますその機械につきましては、約1メートル以内に立っていただいて1台につき一人、その都度検知していくものでございます。

空港等に設置されていますサーモグラフィーについては高額なものですので、そちらは何人でも通過の度に、通過することによって検知できるんですけども、今回の物についてはカメラの前に数秒間立っていただくという形になると思います。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

強制的に立っていただくような形なのか、そのカメラの前に立つのは任意なのか、その辺はどのように考えてますか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

細かい運用についてはまだ想定してございませんけども、一応今の段階では強制的といいますか、お金を払う時にでもその前に立っていただくとか、そういう運用の仕方を一応考えてございます。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）
各施設に空間除菌装置というのを購入するようですけども、空間除菌装置の中に入れる消毒液は何を入れますか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

今回購入予定の空間除染器につきましては、次亜塩素酸空間除菌脱臭機というものを導入予定でございます。

こちらの方は空気中に浮遊するハウスダストや花粉などの集塵を目的とする通常の空気清浄機とは異なりまして、部屋に付着する菌やウイルスの抑制、脱臭に優れた効果を発揮する機械となっております。この中で使

うのは次亜塩素酸を使うことになるんですけども、次亜塩素酸につきましては現在、様々な分野の菌、ウイルス対策に活躍する除菌成分という形になると思います。

内容といたしましては、水道水と塩タブレットを使用いたしまして、電気分解をすることによって次亜塩素酸を発生させ、その次亜塩素酸を含めた除菌フィルターの中を、空気を通すことによって空気を綺麗にいたしまして室内に出す、放出する仕組みでございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

次亜塩素酸水ですね、これについては私ももちろん専門家じゃないんでインターネットでしか情報はないんですけども、経済産業省と厚労省は噴霧しても効果がないという、そういうどこに答えを発表したのか分かりませんが、こういう情報があります。

次亜塩素酸水専用装置で作った溶液を物品などに掛け流して使うのが一般的な方法であると、それと分解しやすく時間とともに効果が薄れる、空間噴霧する際の安全性として評価方法の確立されていない、というふうにもあります。

また、世界保健機構ですか、消毒剤を人体に噴霧することはいかなる状況にあっても推奨しないという報告もあります。

また、6月4日付け学校における消毒の方法ということで、文部科学省から事務連絡が出ているそうです。これは子どものいる空間で噴霧しないようにと、保育所も温泉施設も文部科学省の所管ではないんですけども、こういう国やなんかの発表があるんですけども、どのようにその装置をですね、消毒するのはどういう方法でやるんですか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

先ほどからおっしゃられています、確かに経済産業省から4月の15日に消毒剤として噴霧することが、その効果については確認されていないという報道等がされておりますし、文科省の方から有人空間、子どものいる中での噴霧は控えるようにというお話がでていたところでございます。

今回導入します機械については、決して次亜塩素酸を直接噴霧するものではなく、機械の中で水と塩タブレット、まあ塩分ですけれども、こちらを混ぜまして電気分解することによって、まず次亜塩素酸を生成します、その生成した次亜塩素酸を除菌フィルターに含ませたものがあります。その中を、空気を通すことによって直接噴霧するのではなくて、空気自体を清浄化して放出するという仕組みになります。ですから、先ほどからありました有人空間に直接次亜塩素酸を噴霧をするのではなく、綺麗になった空気を出すという形になると思います。

ですから、私共の今認知している段階では人体等には影響はないと、有人空間への除菌、脱臭については適したものであるというふうにメーカー側ともお話をさせていただいております。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

ご丁寧に説明していただいて有難うございます。

それでは、噴霧するのではなくてあくまでも空気清浄機のような形ということに理解してよろしいですか。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

今のところそのようなご理解をしていただいて結構だと思います。

空気を除菌して綺麗にして放出するという形になると思います。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 眞島君。

3 番（眞島君）
ただ今の除菌装置についてですけれども、保育所の方に8基、ゆう&ゆの方に10基と先ほど申されましたね。それで保育所と温泉施設、かなり規模が違うような気がするんですけれども、それぞれ保育所については各教室に置くのかなと思うんですけれども、同じ大した変わらないような数量で温泉の方の除菌効果というのは、どのようなところに置くのか分かりませんけれども、数が少ないような気がするんですけれどもいかがでしょうか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

まず、除菌機につきましては複数の方が出入りするようなところを一応想定いたしてございます。従いまして温泉施設につきましては、宿泊棟、日帰り棟のロビーに各1台、そして1階、2階の休憩室に各2台ずつ、そして脱衣室に男女2台、レストランはまなすに2台の計10台、保育所につきましては保育室の各部屋に1台、そして遊戯場、遊戯室に2台というような計8台を設置する予定でございます。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

まあ、自分が思うには面積的に一つの機械がどれぐらいの範囲を除菌するのか分かりませんが、何となく温泉施設では足りないような気がするんですけども、その辺、増やすようなお考えはないのでしょうか。

議 長（寺迫君）
企画課長。

企画課長（早川君）

機械の能力といたしましては1台につき40平方メートル、24帖タイプを導入予定でございます。従いまして、ある程度の空間のところについてはこの台数で賄えるというふうに理解しております。

3 番（眞島君）
はい、分かりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。 中西君。

6 番（中西君）
教育費の小中学校なんですけれども、校内通信ネットワーク整備ということで、これは校内のWi-Fiの設備のみなんですしょうか、それとも各教室でそのタブレットから先生の手元にその情報がいくような機器も入っているものなのでしょうか、ちょっと教えて下さい。

議 長（寺迫君）
教育次長。

教育次長（塩地君）

ただ今の中西議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。
校内ネットワークの予算の内訳ということなんでございますけれども、先ほどの一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、現在のネットワ

ークがちょっと弱いということで文部科学省のですね、推奨の6Aという
ですね、10ギガバイトの高速通信に対応したランのネットワークを配線
するといったものでございます。そして教室内での授業であったり、そう
いったものにタブレットを皆さんで使えるようにですね、環境を設定する
といったような内容となっております。

ちなみにですね、小学校がですね、各学年の教室、あと理科室やコンピ
ュータ室やそのほかの体育館までのですね、各アクセスポイント16ヶ所
を設置するというので、各教室はタブレットで授業ができるのかなど、
中学校の方も各教室の15ヶ所のアクセスポイントを設置してタブレット
で授業ができるというような形となっております。このネットワーク
の中自体ではですね、先生の手元のタブレット、そちらとのWi-Fiなの
で繋がってはいるので、その後の先生と児童生徒のタブレットの關係に關
してはアプリ、ソフトの方で管理できるようなソフトがあるということで
聞いてございます、ということで、以上でございます。

議 長（寺迫君）
良いですか。

6 番（中西君）
はい、分かりました。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。ございませんか。ないようですのでこれで
質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討
論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

午後2時35分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 2 4 分

再 開 午後 2 時 3 5 分

再開をいたします。

**(日程第21 議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から
日程第32 議案第50号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」)**

議 長 (土井君)

日程第21、議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第32、議案第50号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの12件を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第32、議案第50号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの12件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町 長 (澁谷君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

本案件は人事案件でございますので、質疑・討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第39号から議案第50号までを一括採決することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第39号から議案第50号は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第50号までは、原案どおり同意することに決定いたしました。

(日程第33 諮問案第1号「人権擁護委員の推薦について」)

議 長 (寺迫君)

日程第33、諮問案第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町 長 (澁谷君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

本案件は人事案件でございますので、質疑・討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し直ちに採決を行います。

お諮りいたします。諮問案第1号は、原案どおり適任であると答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、諮問案第1号は、原案どおり答申することに決定いたしました。

(日程第34 意見案第1号「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」)

議 長 (寺迫君)

日程第34、意見案第1号「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」を議題といたします。

本案件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡君、何か補足することはありますか。

5 番（藤岡君）
ありません。

議 長（寺迫君）
ないようですので、本案件についてご意見を伺います。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。
よって、意見案第1号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第35 所管事務調査の申し出について）

議 長（寺迫君）
日程第35、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長（笹木君）
別紙により朗読

議 長（寺迫君）
委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。
よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

（日程第36 議員の派遣について）

議 長（寺迫君）
日程第36、議員の派遣についてを議題といたします。
事務局長に朗読をさせます。

事務局長（笹木君）

別紙により朗読

議長（寺迫君）

議員の派遣についてご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

（閉会宣言）

議長（寺迫君）

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和2年第2回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉 会 午後 2 時 4 5 分

令和 2 年 6 月 11 日

秩父別町議会議長 寺迫 公裕 様

総務経済常任委員会委員長 藤岡 浩文

委員会調査報告書

令和 2 年第 2 回定例会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第 7 6 条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

(1) 介護保険事業について

2 調査の経過

本委員会は 4 月 3 0 日に開催し、介護保険事業について担当者から資料に基づき説明を受け、質疑応答により調査を実施した。

3 調査の結果及び意見

(1) 介護保険事業について

本町の人口はこの 4 月 1 日現在 2 , 3 7 6 人であり緩やかな減少を続けている。6 5 歳以上の高齢者は 9 9 9 人であり人口当たり 4 2 %、その内 7 5 歳以上の後期高齢者は 5 8 7 人の 2 4 . 7 %となっており年々割合が上昇している。

また、高齢者世帯の増加とともに在宅介護での 6 0 歳以上の介護者いわゆる老老介護も増えることが予想されている状況である。

令和元年の介護認定者数は 1 7 8 名で、要介護 1 ・ 2 の在宅介護が 1 3 5 名、施設入所が 4 3 名となっており、在宅介護の主なサービス利用はデイサービスとなっている。施設入所者の状況としては、グループホームや特別養護老人ホームの入所人数が増え、給付実績も増額傾向となっている。

介護サービスの実施状況としては、ひとつおりの介護サービスが提供

できる体制が整っているだけでなく、介護予防も複数の施設にて通年での事業が施され、手厚い支援体制が講じられていると考える。

介護保険の制度は公費と保険料で成り立っているが、少子高齢化に伴い65歳以上の方の介護保険料は全国的に上昇傾向にある。今年度は第8期計画の策定年度となっていることから、町の介護保険制度を健全に維持していくためにも、今後も介護予防事業を広く周知し、必要とされる方々の全てに実施されることで、健康を維持し介護費用の縮減を図ることに繋がることを期待する。